

「こうち男女共同参画プラン（案）」へのパブリックコメントの結果

県民生活・男女共同参画課

1 募集期間：平成22年12月17日～平成23年1月17日

2 人数等

(1) 人数：県内（6人、5団体） 県外（16人） 計22人 5団体

(2) 方法：メール20人、FAX5人、郵送1人、持参1人

3 内容と県の考え方

第1 基本的な考え方

いただいたご意見	県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・改定案は義務的だと感じた。もう少し自由に行動できて、良い社会を作ることができないか。私は、男女平等の意見には、賛成できない。社会問題は、話し合いで解決し、仕事や、生活の問題をなくし、一生懸命に取り組める社会環境をつくる必要があるのではないか。誰か責任を持って仕事をする人が、上に立つのではないか。社会環境の問題は、上に立つ人の責任ではないか。 	<p>本プランで目指す男女共同参画社会は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。</p> <p>その実現のために、県は全力で取り組んでまいりますが、市町村、事業者、関係機関、民間団体、そして県民の皆様におかれましても、それぞれの立場でご理解とご協力をお願いします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・すばらしいプランだと思います。ぜひ、実現してください。 	<p>男女共同参画社会の実現のために、全力で取り組んでまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・プランの推進には県の積極性の発揮が鍵。市町村ははじめ関係団体への協力要請とともに、県が先頭に立つ姿勢を明確にしていきたい。 	<p>県の果たすべき役割は大きいと考えていますので、市町村をはじめ関係団体等と連携しながら、先頭に立ってその推進に取り組んでまいります。</p>

第2 プランの推進

4 具体的な取組内容

テーマ1 「意識を変える」

いただいたご意見		県の考え方
内 容		
(1) 男女 間の 意 識 を 変 え る	<p>①意識改革と社会制度・慣行の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県職員の研修内容について、女性差別撤廃条約、国連女性差別撤廃委員会の総括所見、先進諸国の取組等を必修項目とし、県政全分野をジェンダー視点で見る基礎的な力をつけること。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村との連携、協力の強化について、地域に根ざした男女共同参画の推進には、市町村の活動が決定的に重要なため、市町村の計画策定目標を100%にすること。【3件】 	<p>県職員の研修については、職員が男女共同参画を重要な課題として理解し、その視点で施策立案や事業実施に取り組んでいくような研修を実施していきます。そうした研修の中で、ご意見のような内容も適宜説明していきたいと考えています。</p> <hr/> <p>男女共同参画を推進するためには市町村の役割は重要と考えています。その市町村における男女共同参画計画の策定については、最終的には、全ての市町村での策定を目指していますが、今回改定するプランの計画期間が5年間であることなどを踏まえ、実現可能な目標値を掲げ、着実に実行しようという考え方をとっています。そのため、人口5,000人以上の町村での策定を想定して目標値を掲げています。ただし、もちろん計画策定への働きかけは、未</p>

	<p>・市町村への援助の手立てをつくすこと。(情報の提供、講師派遣等)</p>	<p>策定の全ての町村に行い、できる限り多くの町村での策定を目指します。</p> <p>プラン案の「意識改革と社会制度・慣行の見直し」(P10)の「具体的な取組」に、市町村への支援内容を記載していますので、今後、積極的に取り組んでまいります。</p>
	<p>②メディアにおける男女共同参画の推進</p> <p>・「メディアにおける男女共同参画の推進」について「性や暴力表現については、青少年やそのような表現に接することを望まない人への配慮」は一定程度は必要。ただ、過剰な流通規制や市民の「知る権利」の侵害にならぬようにも配慮しなければならないと思う。日本のコンテンツ文化においては、成年向けのコンテンツ群は、女性を含め新しい才能が、出てくる土壌となっていることを鑑みれば、創作物の規制は「社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されること」という基本理念に反することであり、すべきでない。</p> <p>・性や暴力表現に対して、そのような表現に接することを望まない人への配慮なら分かるが、現状で十分である。</p> <p>性や暴力表現を取り扱った漫画やコンピューターゲームが嫌いなら見なければいい、書店は、厳密な意味での公共空間ではないので、本棚が目に入るのであれば、目をそらせばいいだけである。</p>	<p>表現の自由はもちろん保障されなければなりません。女性や子どもをもつばら性的ないし暴力行為の対象として捉えた表現により、人権侵害がおきることのないよう、メディアに自主的な取組を促すとともに、行政自らもメディアの活用において注意するものです。</p>
	<p>③国際規範の尊重、国際交流を通じた男女共同参画への理解の促進</p> <p>・国際規範の尊重と国際交流を通じた男女共同参画への理解の促進の項に、09国連女性差別撤廃委員会総括所見のフォローアップ二項目と選択議定書を追加すること。【3件】</p> <p>・県広報に男女共同参画コーナーを設け先進国の取組を紹介すること。</p> <p>・女子差別撤廃条約の周知・徹底については目標値がなぜないのか。</p>	<p>わが国の男女共同参画の取組は、国際的な連携のもと進んできた課題であることを踏まえ、県民に周知し理解の促進を図ります。</p> <p>09国連女性差別撤廃委員会総括所見で言及されている、固定的性別役割分担意識、女性に対する暴力、家庭と仕事の両立、健康など、高知県としても取り組むべき項目は、プランに盛り込んでいます。</p> <p>紙面の都合もあり、コーナーの確保までは難しいかと思いますが、県広報の活用も含め、男女共同参画の普及啓発に積極的に取り組んでまいります。</p> <p>目標値ではありませんが、モニタリング指標として「女子差別撤廃条約を知っていると答えた人の割合」という項目を今回新たに加えています。</p>

<p>(2) さまざまな場での意識を変える</p>	<p>②学びの場での男女共同参画教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の全分野を通して男女平等教育を徹底するとともに、生涯にわたる健康の確保のために性教育の遅れを取り戻すこと。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・「学びの場での男女共同参画教育の推進」について「性についての正しい知識と異性に対する思いやりの心を育てます。」の具体的な取組みで担当課に、小中学校課、高等学校課、特別支援学校課を入れてほしい。また、教材の作成や教育の実施については、現場の教員の意見を必ず入れてほしい。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・男女混合名簿がすすまないのはなぜか。混合名簿は日常使用する教師自身が男女共同参画を常に意識することになる。 	<p>保育所や幼稚園、学校など学びの場での男女平等を基本とした教育は、性に関する教育も含めて、子どもたちの幼児期からその発達段階に応じて適切に進められなければならないと考えています。</p> <p>「性に関する教育」を進めていく上での、基本的な考え方については、①学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階に沿った時期と内容で実施すること、②教育上の内容について理解が得られるものであること、③個々の教員がそれぞれの判断で進めるのではなく、学校全体の指導計画に基づく組織的・計画的な指導を行うこと、④教職員の共通理解だけではなく、保護者や地域の理解を得ながら進めること、⑤集団指導と個別指導とによって相互に補完すること、の5項目があり、高知県教育委員会では、これに沿って学校現場で学校教育活動全体で組織的、継続的に「性に関する教育」を進めています。</p> <p>「性に関する教育」を生徒に対して具体的に実施するのは、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であります。また、「性に関する教育」は教育委員会事務局の分掌事務では、スポーツ健康教育課の「2 健康教育、安全教育、食育に関すること」に含まれていること、また、指導者対象の研修会や文部科学省の補助事業等の企画はスポーツ健康教育課で実施していますので、担当課はスポーツ健康教育課と記載しています。</p> <p>事業実施にあたっては、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課と今後も連携をとっていきます。</p> <p>また、「性に関する教育」用の教材等の作成は、学校の管理職や教諭、養護教諭、保護者、産婦人科の医師等からなる「高知県性に関する教育推進検討委員会」で検討し作成しました。</p> <p>今後も実際に「性に関する教育」を担当する学校現場の意見を取り入れていきます。</p> <p>男女混合名簿（出席簿）が進まないことについては、学校において従来の名簿に慣れ、複数の名簿を作成することに抵抗を感じたり、混合名簿実施の共通理解が十分進んでいないのではないかと推測します。</p> <p>なお、男女混合名簿については、実務上不便をきたすものまで混合名簿の使用を求めるという考えは持っていませんが、男女平等意識を形成していく上で取組の方法の一つであると考えています。また、卒業式の呼び名の順、男女の色分けなど、女性と男性を区別する必要がない場面においても区別してい</p>
---------------------------	---	---

		<p>る事例や、自分の性に違和感を持つ子どもの中には、学校で男か女かのどちらかに明確に区別され、心の性別ではなく、身体の性別で扱われることに苦痛を感じている子どもがいます。これらのことから、固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女の人権を尊重する教育を、さらに進めていかなければならないと考えています。</p> <p>男女混合名簿（出席簿）の実施率については、3年に一度の調査ごとにその作成率は上がってきていますが、他県と比べると低い状況にあり、作成していない学校については、各種研修会等で作成に向けての検討を今後も働きかけていきます。</p>
	<p>・研修だけでなく、日常活動の中で男と女を意味なく分けない（比較しない）ことが重要で、「意味なく分けない」これを意識することで意識は変革する。</p>	<p>ご意見のような意識が醸成されていくよう取組を進めてまいります。</p>
	<p>③職場での意識啓発</p> <p>・セクシュアルハラスメントの防止のための啓発の実施のなかに、パワーハラスメントも入れてほしい。最近では、女性に対するパワハラも問題になっており、退職を余儀なくされている例もでてきている。また、高知県としての防止指針作成も入れてほしい。</p> <p>・女性の賃金が低く抑えられている、非正規労働が多い現状では意識啓発はすすまない。法改正も必要。</p>	<p>パワーハラスメントは「地位や権力を利用した嫌がらせ」であり、職場でのパワーハラスメントの取組は労働局となります。</p> <p>なお、県庁内のパワーハラスメント防止については、総務部長通知により所属長に周知しています。</p> <p>企業における男女の均等な取扱いが行われるよう、高知労働局において男女雇用機会均等法に基づく行政指導等が行われています。県においても周知啓発など連携を図りながら取り組んでいます。</p>

テーマ2 「場をひろげる」

いただいたご意見		県の考え方
内 容		
(1) 政 策 ・ 方 針 決 定 過 程 へ の 女	<p>①行政への女性の参画の促進</p> <p>・県の審議会等の委員への女性の参画について、女性委員の比率の向上、女性委員空白の審議会をなくすこと。</p>	<p>プラン案にも記載していますが、女性委員の参画を進め、多様な視点や新たな発想を行政に取り入れることは、重要なことですので、目標とする男女委員の均衡を目指して取り組んでまいります。</p> <p>女性の管理職への登用については、学校現場に限らず、女性の政策・方針決定過程への参画という点</p>
	<p>・「審議会の重要性、男女共同参画の重要性への理解と促進と女性の積極的登用へのさらなる協力を求めていく」と述べているが全く同感。</p>	
	<p>・選任は、公募を増やし、男女共同参画の見識、運動の経験の豊かな人を選ぶよう努めること。</p>	
	<p>・女性県職員の登用について政府プランに見合う目標とスケジュールをつくること。【5</p>	

性の参画の拡大	件】	で重要な課題であると認識しています。そのため、各人の能力や実績に応じて積極的な登用と職域の拡大に努めていますが、管理職への登用は適材適所といったこともあり、非常に難しい問題でもあります。そうしたことから、目標値ではなくモニタリング指標で把握していこうと考えています。
(2)働く場をひろげる	<p>①職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の雇用の拡大、労働条件の改善「仕事と生活の調和」について、ワーキングプアの7割が女性、働く女性の半数が非正規労働者という異常な事態をなくすことを緊急課題として取り組むこと。【2件】 ・賃金の男女格差が全国比で小さいことは、男性が低いと男女ともに賃金引上げが必要。 ・女性の職域の拡大、職業訓練を増やし、保育併設など受講しやすく整備し、若年者、中高年の就労に努めること。 	<p>企業における男女の均等な取扱いや、パートタイム労働者と通常の労働者の均衡の取れた待遇が行われるよう、高知労働局において男女雇用機会均等法やパートタイム労働法に基づく行政指導等が行われています。県においても周知啓発など連携を図りながら取り組んでいます。</p> <p>具体的な取組に記載している、「職業能力開発訓練の充実」の中で、さらに多くの方に受講していただけるよう職業訓練のコース数を増やすほか、介護分野に関する訓練を取り入れるなど訓練内容の充実も行っています。</p> <p>また、女性が受講しやすいよう無料託児付きの職業訓練を行っています。なお、職業訓練の受講者の約7割を女性の方が占めています。</p>
男女共同参画の推進	②防災分野での男女共同参画の拡大	プラン案の「②防災分野での男女共同参画の拡大」(P35)「現状と課題」に例示として記載します。

テーマ3 「環境を整える」

いただいたご意見		県の考え方
内 容		
(1) 仕事と家庭の調和	<p>①雇用の場における子育て・介護環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「雇用関係の場における子育て・介護環境の整備」について <p>高知県はMの切れ込みは少ないが、やはり結婚、出産、子育てを機に就業を中断する女性が多いのは、育児の環境整備に不十分さがあるのではないかと。希望しても保育園に入れない状況や学童保育も不十分な状況があるのではないかと。具体的な取組の中に、「学童保育」のことが取り上げられていない。放課後の学びの場の充実よりも、学童保育の充実を保護者や教職員は望んでいる。指導員の待遇改善を含め、育児支援のための有効な取組みになるように、学童保育の充実に努めてほしい。</p>	<p>取組項目「放課後学びの場の充実」は、「放課後児童クラブ（学童保育）・放課後子ども教室」の充実であり、今後も関係課と連携し取り組んでいきます。</p> <p>なお、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実については、高知県次世代育成支援計画「こうちこどもプラン」及び「高知県教育振興基本計画」に基づき推進することとしています。</p>
	<p>(男性の育児休業取得について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の男性育児休業取得者の状況を具体的な数字と内容について、くわしく示してほしい。 	<p>企業等の育児休業取得促進推進については、労働局が、国の「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき推進しておりますが、県内の男性育児休業取得者の数値は、国でも把握していないとのこと。</p>
	<p>(男性の育児休業取得について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児休業取得を誰もがあたり前に行わせるために、男性県職員、特に男性教員の行使率目標を100%にし、行使できる職場環境をつくること。県職員が行使することにより、男女職員も・県民も意識が変わる上、企業への働きかけも有効に機能する。【2件】 ・「仕事と生活の調和」の実現をめざす。少子化対策の要でもあり具体的取組を強化すること。 ・育児休業の男性の取得率を改善する目標とスケジュールを上げて取り組むこと。 ・県職員については「暫定的特別措置」的方法も講じて取得を奨励すること。 ・教職員の育児休業取得については、教育的影響を及ぼす。【3件】 ・男性の家事参加の改善に努めること。 	<p>育児休業を利用し、育児に参加することは、男女共同参画や少子化の課題を身をもって体験することであり、県が率先して取り組むことの県内への波及効果はあると考えます。</p> <p>県の次世代育成支援行動計画後期計画（H22年3月策定）では、育児休業の取得を希望する職員全員が取得できる職場にすることが重要と考え、女性職員と同様に、男性職員についても、希望する職員全員が育児休業を取得できることを目標としました。</p> <p>なお、男性の育児休業の取得率の、経年変化をみていくことは必要であることから、モニタリング指標として把握していくこととしています。</p> <p>教育的な影響を及ぼすことのないよう配慮し、職員の代替措置に努めております。</p>

<p>② 高齢者等 が安心して 暮らせる環 境の整備</p>	<p>①高齢者等が安心して暮らせる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点課題として挙げられた中で、(4) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備という項目については疑問が残る。 <p>ケア(介護、看護、子育て)については「女性の仕事」という認識が根強く、ここの意識を変えるための取り組みが必要である。</p> <p>少子高齢化が進む本県においては、ケアにおける男女共同参画の推進は非常に重要な課題であるため、課題(4)の中にもジェンダー視点を取り入れ、ジェンダー主流化を目指した取組が行われることを強く期待したい。</p>	<p>高齢化が全国に先行する本県では、男女共同参画の視点からも高齢者が安心して暮らせる環境整備を進めることが重要と考え、今回のプランでは重点課題の一つに位置付けています。</p> <p>その中で、ご意見のように、ケアにおける男女共同参画の推進も重要な課題であると認識しております。</p>
<p>④ 女性にたい するあらゆる 暴力の根絶</p>	<p>①女性に対するあらゆる暴力の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVについて、高知県は全国的にも多いと聞いております。防ぐための具体的な手立てと数値目標を示してほしい。 <p>(行政による支援が必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性、男性相談等の支援センターの体制強化。 ・特に女性の場合、経済的・生活的自立をするまでの住居・就労等の支援が必要。 ・民間シェルターへの公費支援強化。 <ul style="list-style-type: none"> ・女性相談支援センターで過ごす子どもの教育のために、学校の分室を設け教職員を配置すること。 ・加害者への教育、カウンセリングを行う事業を開始し充実すること。 	<p>DVの相談件数につきましては、人口比では高知県が全国的に特に高いということではありませんが、年々増加しており、その対策は重要な課題です。そのため、ご意見のように、支援センターの体制強化をはじめ、被害者の自立支援、民間シェルターの活動支援などに取り組んでいるところです。</p> <p>また、支援センターで過ごす子どもの教育のために、教員OBを配置していますし、さらに、多くの場合に加害者となる男性に対しては、男女共同参画センター「ソーレ」において、男性相談を実施しています。</p> <p>なお、DV対策については、こうち男女共同参画プランとは別に「高知県DV被害者支援計画」を策定しており、来年度に計画を改定しますので、今回いただいたご意見も参考とさせていただきます。</p>

「その他」

いただいたご意見		県の考え方
内 容		
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育については、現場の保育士の意見も取り入れて、公的な責任において保育の充実を図ってほしい。民間任せにすると、大変なことになる。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県は少子化が全国トップクラスですすんでいます。人口増の具体的政策をもっと詳しく示してほしい。 	<p>保育の充実については、高知県次世代育成支援計画「こうちこどもプラン」に基づき推進することとしています。</p> <hr/> <p>本県では、結婚を望む独身男女の出会いの応援や、周産期医療体制の整備、保育サービスの充実、放課後子どもプランの推進、働き方の見直しや仕事と家庭の両立支援など、ライフステージに応じた総合的な少子化対策の取組を進めています。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画推進本部の体制と機能を充実し活動状況を公表すること。 ・ 意識調査だけでなく、実態調査で男女共同参画の現状と課題を検証し、プランの実施状況を毎年公表すること。 ・ 男女平等教育の徹底を重点課題に追加すること。 ・ 女性県職員の登用や活用を一層進める項目は重点項目にすべき。 	<p>併せて、民間団体等と連携して、少子化対策の県民運動としての広がりや社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図っています。</p> <p>第4推進体制「1 県の推進体制強化」(P60)に記載のとおり、男女共同参画の推進のため、男女共同参画推進本部を中心に、全庁的に取り組むとともに、プランの進行管理を行うこととしています。</p> <p>そして、プランの進行状況については、毎年ホームページで公表しています。</p> <p>このプランに掲げた取組は、それぞれが重要な取組として、着実に進めていくべきものですが、固定的な性別役割分担意識などの意識改革と社会制度・慣行の見直し、男女共同参画の取組を推進していくうえでの基本となることに加え、高齢化の進展や、地域力の低下、南海地震への対応といった本県の課題への男女共同参画の視点からの取組も急がれることから、平成27年度までの5年間の重点課題として、4つを改めて掲載しました。</p>
--	---	---